

平成24年度 第1回
東京都商品等安全対策協議会

平成24年6月6日（水）

都庁第一本庁舎 33階特別会議室S1

午後 1 時15分開会

○生活安全課長 定刻になりましたので、ただいまから、平成24年度第 1 回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

本日は、委員及び特別委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、生活文化局生活安全課長の犬野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回のテーマがエアコンということもありますので、私ども東京都の職員はネクタイ等を着用していませんが、委員の皆様におかれましても、どうぞ上着などをお脱ぎいただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

資料 1 は、本協議会の設置要領です。資料 2 は、水薬用チャイルドレジスタンス容器のモデル調査の実施結果についてです。資料 3 は、今回の家庭用エアコンの安全確保についてのご説明の資料です。資料 4 は、消費者庁等で所管しています事故情報データベースにおける本テーマに関係するところの情報のコピーです。資料 5 は、A 4 の横になりますが、日本冷凍空調工業会さんの資料で、エアコンの出荷台数等のデータです。資料 6 は、A 4 縦に戻りまして、インターネットのサイト上でエアコンの取り外し方等が紹介されている事例を示すものです。資料 7 は、今回のテーマに関するアンケートの調査案です。資料 8 は、今後のスケジュール案をお示ししたものです。その後ろに、今回の参考資料ということで 3 枚ほど付けてあります。

そのほかに、今回、ご報告いたします水薬用容器のモデル調査についての報告書、消費者の方にお配りしたリーフレット、日本冷凍空調工業会さんの工事に携わる方に向けてのパンフレットをお手元に配付してあります。ご確認いただきたいと存じます。

本協議会ですが、原則は公開となっております。個人情報等にかかわる部分につきましては、会議の席上におきまして、委員の皆様方のご決議により非公開と決定していただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、藤井消費生活部長からごあいさつを申し上げます。

○消費生活部長 こんにちは。消費生活部長の藤井でございます。本日は、お忙しい中、また、足元の悪い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様方には、前回のテーマである、子供用水薬を中心とした医薬品容器の安全対

策に引き続きまして、新たなテーマで本協議会においてご協議いただくことになりました。よろしくようお願い申し上げます。また、特別委員の皆様方には、本協議会の特別委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

前回の協議会では、子供用水薬を中心とした医薬品容器の安全対策について活発にご議論いただき、貴重なご提言をいただいたところでございます。お手元にリーフレット等をお配りしてありますが、東京都では、協議会の提言に基づきまして、東京都薬剤師会と東京都病院薬剤師会のご協力をいただきまして、利用拡大に向けての課題を一層明確化するために水薬用のチャイルドレジスタンス容器を薬局や消費者に実際に使用してもらうモデル調査を実施しました。この結果につきましては、後ほど報告にさせていただきますが、委員の皆様のご尽力に改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、本年度の協議会では、家庭用エアコンの取外し等での安全確保というテーマを設定しました。昨年9月、都内の消費生活センターに、家庭用エアコンを取り外す際に室外機が破裂したという相談が寄せられました。幸いけがはなかったものの、もし近くに人がいたら大けがを負ってもおかしくない事故と考えています。消費者庁と国民生活センターの事故情報データベースシステムには、本件以外にも平成20年から4件のコンプレッサ破裂事故が登録されていますが、頻発する事故ではないため、消費者の認知度は低いのではないかと考えております。

一方、インターネットを見ますと、家電リサイクルにかかる費用を節約するため、消費者自身にエアコンを取り外すことを勧めるサイトが存在しております。取り外しは個人の責任によるとして、特に注意喚起もないものですから、安易に消費者が取り外す場合には危険が伴うと考えられます。

家庭用エアコンの出荷台数ですが、昨年2011年は約828万台と過去最高でした。一方、家庭から排出されます台数は、国の試算で年間460万台余りで、単純に考えると、300万台以上が家庭の中であまり使われなくなっているとも考えられます。かつては高級品であったエアコンが、今やどの家庭でも、どの部屋にも付いているといった状況も考えられる中では、この取扱いについて、都でも何らかの対策、取組を行う必要があるのではないかと考えているところでございます。

そこで、日ごろからさまざまなお立場で消費者の安全対策に取り組んでいらっしゃる委員及び特別委員の皆様方には、ぜひとも多角的な視点からご検討いただきまして、家庭用エアコンの安全確保につきまして、有効な提言をいただきたいと存じます。

委員及び特別委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいと存じますが、ご協力のほどお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

○生活安全課長 続きまして、委員と、今回のテーマに関連します特別委員の皆様を、私からご紹介させていただきます。

会長で、大阪総合保育大学大学院の客員研究員の詫間委員でいらっしゃいます。

独立行政法人国民生活センター商品テスト部テスト第2課長の鎌田委員でいらっしゃいます。

みらい子育てネット東京の会長の小林委員でいらっしゃいます。

公益社団法人全国消費生活相談員協会参与の田澤委員でいらっしゃいます。

委員で東京消防庁の西村参事の代理でいらっしゃいます東京消防庁防災部防災安全課生活安全担当係長の中野様でいらっしゃいます。

独立行政法人産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター研究センター長の持丸委員でいらっしゃいます。

続きまして、特別委員の方々でございます。

一般社団法人日本冷凍空調工業会専務理事の岸本委員でいらっしゃいます。

東京都電気商業組合次長の釘本委員でいらっしゃいます。

株式会社ビックカメラ法務部長執行役員の安田委員でいらっしゃいます。

特別委員として、東京都電気工事工業組合理事の後藤委員は、本日は所用のためご欠席でございます。

それから、家電リサイクルが関係してまいりますことから、オブザーバーとして、東京都環境局の金子廃棄物対策部資源循環推進課長でございます。

ありがとうございました。続いて事務局ですが、事務局につきましては、お手元の資料の3ページをご覧くださいまして、恐縮ですが、紹介に代えさせていただきたいと存じます。

それでは、ここからは詫間会長に進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

○詫間会長 それでは、ご指名ですので、会長として一言ごあいさつをさせていただきます。

資料にもありますように、本協議会は、平成10年から、いろいろと各種商品の安全対策

について取り組んできているわけですが、特に直近の3つにつきましては、昨年度は医薬品、特に子供用水薬の容器についての安全対策について行いました。その前はライターに対応する安全対策ということで、チャイルドレジスタンスをどのように導入するかということでした。その前は、ベビー用おやつのおやつの安全対策ということで取り組んでまいりました。子供に対する安全対策が中心でしたが、今回は少し幅を広げて、エアコンの取外し、特に屋外機の取扱い等についての安全についての取組について協議をさせていただきたいと思っております。

過去3回につきまして、特にライターのCRについては相当成果がございまして、ご承知のように、昨年9月27日からは、消費者庁及び経産省にもご協力いただき、法律的にも、CRの仕組みが付いていないライターは販売できないことになっております。年間5億何千万という個数を輸入していただきましたので、残っているものもあって、先般、都内でも、板橋で、旧来のものを使っての問題がありましたけれども、それぞれの関係団体でお知恵をいただき、かなり自主的な安全基準もおつくりいただきましたし、都のほうでもいろいろと資料の配布等を兼ねてPRも行い、相当な成果を上げてきております。そういう意味で、都民の皆さんからも期待されている部分が大いにあると思っております。

今回は、先ほど部長からもお話がありましたように、かなりまれに起こることですが、既に数件起こっている事故で、一度起こってしまうと相当な重傷、場合によっては死傷事故ということもあり得るわけで、意外と、冷媒等を使ったコンプレッサの危険度に対して、一般でなくても、かなり専門の方でも、危険についての認知度が低いと考えられます。

しかし、先ほどお話がありましたように、800万台という数で、300万台前後は家庭に残っているという状況もありまして、これがきちんとした資格を持った、あるいは、登録した業者の方が立ち会って取り替えるとか、下取りをすとかということであればいいのですが、そういうことがなくて、素人レベルの方が取り外そうとした場合にこういう事故が起きるわけです。そういうことで、注意喚起をどのようにしていったらいいかということですね。その前に、我々も少し専門的になりますが、熱学の問題にもなりますが、そういうもののメカニズムについても勉強していきながら、そういう注意喚起を一般都民にどのようにしていくかということについて、ご協議を賜れば大変ありがたいと思っております。

私もテクニカルのことはわからないのですが、委員各位のご協力をいただいて、有効な報告書が出来上がるようにご協力いただければありがたいと思っております。

簡単ですが、ごあいさつに代えさせていただきます。

それでは、先ほども少しお話が出ましたが、昨年度の水薬用チャイルドレジスタンス容器についてのモデル調査を、社会実験ですが、これも新しい取組で注目されているところですが、その結果をまとめていただいておりますので、それについてのご報告を最初にいただければと思います。

○生活安全課長 では、事務局よりご報告申し上げます。

ただいま会長からお話しいただきました子供用水薬のモデル調査のご報告に先立ちまして、誠に恐れ入りますが、資料の7ページをご覧くださいと存じます。東京都商品等安全対策協議会のこれまでの取組状況でございます。

ただいま、会長のごあいさつの中にも、ここ3カ年の取組状況についてご紹介いただきましたが、今回は第11回目と銘打っておりますが、これまでの10回のテーマについて記載してあります。

最初は、平成10年にエアゾール製品について取り上げました。2回目が石油ストーブ類。3回目がレーザー脱毛機の安全性について、これは家庭用あるいはサロン用に分けて協議した経緯がございます。4回目は自転車の安全性について。5回目は高齢者が使用する日用生活用品等の安全確保について。6回目は子供用衣類の安全確保について。7回目は折りたたみ椅子等の安全確保について。そして、8回目以降は、「ベビー用のおやつ」、子供に対するライターの安全対策、子供用水薬の容器の安全対策についてといった形で、これまで協議を進めてまいりました。

大変恐縮ですが、事務局からご報告申し上げます。

それでは、子供用水薬を中心とした医薬品容器の安全対策につきまして、モデル調査の結果についてご報告いたします。

○安全担当係長 安全担当の源と申します。昨年度の東京都の取組をご報告いたします。着座したままで失礼いたします。

前回の東京都商品等安全対策協議会では、「子供用水薬を中心とした医薬品容器の安全対策について」をテーマにご検討いただきまして、先生方に、商品の安全対策と消費者への注意喚起の2面についてご提言をいただきました。このうち商品の安全対策では、薬の誤飲を防ぐチャイルドレジスタンス容器の普及を進めるには、まずはこれらの容器を広く知っていただく取組が必要だろうということを挙げていただいております。

これを踏まえまして、東京都は、特別委員会をお務めいただきました東京都薬剤師会、東京都病院薬剤師会のご協力をいただきまして調査を実施しました。実施した調査について

ですが、資料2の裏面、9ページをご覧ください。中ほどに「調査概要」がございます。こちらの「調査概要」の「(3) 調査対象及び方法」をご覧ください。容器を使った使用感等のアンケートですが、3種類行いました。アの都民に対するもの、イの協力薬局に対するもの、ウの病院薬剤部に対するものです。アに記載してございますとおり、都内の協力薬局254カ所に、容器と調査票等を300セットお配りしまして、薬を調剤するときに子供が開封しづらい容器を使用していただきました。また、病院薬剤部181カ所に容器のサンプルをお送りして感想を聞いております。

お戻りいただきまして、8ページをご覧ください。使用容器は、今、回覧させていただいております。容器は、ふたの構造が異なるタイプ1～3の容器です。ふたを下に押し回すことで開封したり、後付けのカバーを付けて簡単にはあかない構造になっております。

2の「調査結果」ですが、消費者は、これら容器の必要性や効果を感じていることがわかりました。消費者の9割が、「必要だ」、「どちらかといえば必要だ」と回答し、誤飲防止効果は「ある」と感じていただいております。薬局や薬剤部の8割以上も誤飲防止効果があると回答していただきました。

一方で、課題として、消費者の9割がCR容器使用に前向きでしたが、容器代が有料となるということに、3割の負担はできないという回答がありました。また、薬局にとっては、調剤するときの容器の扱いづらさ、患者への説明が負担となる場合がございます。これらの容器は、効果等で一定の評価を得ておりますが、例えば、誤飲防止の効果が高いと思われるけれども大人も操作しにくいといった評価や、操作性は比較的いいが、対象の子供の年齢が前提です。また、慣れれば抵抗も減るとは思われますが、慣れていないので理解してもらうのが大変だといった、さまざまな意見が寄せられております。

9ページをご覧ください。「3 情報提供」でございます。これら調査結果は、容器の製造事業者へ情報提供しております。東京都としては、子供の誤飲の危険性について、管理を含めて総合的に周知を続けてまいります。

なお、お手元には、先ほどからご紹介しておりますが、調査報告書と誤飲防止の啓発を行ったリーフレットをお配りしております。リーフレットは、モデル調査の協力薬局、都内各区市町村の乳児健康診断を所管している母子保健所管課などを通じまして、乳児がいる保護者に配布してございます。

私からは以上でございます。

○生活安全課長 ただいまの報告の情報提供の部分ですが、薬剤師会等にもこうした情報

を提供しました。また、今後ですけれども、いろいろな製品のパッケージについて協議されています日本包装技術協会では、毎年秋にかなり幅広い形で展示会等を開催しており、本年度も「東京国際包装展 包装力向上セミナー」ということで予定されていると聞いております。こちらの日本包装技術協会のご紹介がありまして、誠に僭越ですが、今回のモデル調査の結果等につきまして、私ども東京都から、こうしたことのいろいろな観点からのチャイルドレジスタンス容器についてのご報告を、講演会という形で10月に行わせていただく予定になっております。

そうしたように、今後につきましては、個別にいろいろな機会を通じて情報提供を幅広く図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○託問会長 こちらの資料が正式な報告書で、先ほど申し上げましたような、こういうモデル調査を、社会実験ですが、それを具体的に実施していただいたことは非常に重要な実践ではないかと思っております、今後に生かしていただきたいと思っております。既に相当活用し始めていただいていると思っておりますが、薬剤師会にも協力をいただいて活用の道を広げていただければと思っております。

それでは、モデル調査の報告については、一応これでよろしゅうございますか。特にご質問等がございますか。

では、続きまして、議事の（１）、「東京都商品等安全対策協議会テーマの概要」ですが、本協議会の今回取り組みますテーマについての概要を、事務局からご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○安全担当係長 それでは、テーマ概要について、お手元でございます資料３から資料６、参考１及び参考２を用いて説明いたします。

まず、資料３をご覧ください。今年度のテーマですが、「家庭用エアコン取外し等での安全確保について」でございます。

資料の左側、「背景」をご覧ください。発端ですが、昨年９月、東京都消費生活総合センターに入った情報で、引っ越しのために、ルームエアコンをネットで見つけた業者に取り外してもらっていたら、室外機が破裂音とともに壊れ、窓にひびが入ったというものでございます。写真は、そのときに破損した室外機の様子です。

このエアコンは、購入してまだ日が浅く、数年という商品でした。転居先にはエアコンが付いていましたので、当該品が不要となって、エアコンのリユース事業をされている会

社をインターネットで見つけて、取外しと回収を依頼したというものです。

破裂時には、幸い、周囲に人がいませんでしたのでけがはなかったようですが、窓ガラスにはひびが入るほどの衝撃があったとのことでした。

事故の原因ですが、エアコンの冷媒を回収するためのポンプダウン運転中に作業ミスで空気が冷媒回路中に流入して、コンプレッサ破裂を起こしたとのことでした。詳しくは、後ほどご専門の委員にご説明をお願いしたいと考えております。

なお、施術されたのは家電のリユースをされている会社で、電気工事業の登録は確認できていません。また、ポンプダウン時に圧力系統の使用はなかったということもございます。

類似事故の有無ですが、消費者長の事故情報データベースシステムで検索しますと、平成20年以降、室外機破裂が4件ということで、具体的には資料4をご覧ください。

11ページに載せてありますのは、私どものセンターの先ほどの情報です。

12ページは、2010年7月の事案です。エアコン取外し中に室外機が破裂し、軽傷を負ったというものです。「事故原因」の欄をご覧くださいますと、「消費者の設置・施工不良」となっておりまして、消費者の方が室外機を取り外されたことによる事故と思われま

す。13ページから15ページの事故原因は、事業者の修理不良となっております。いずれの事例も冷媒が漏れて圧縮機内に空気が入り込んだため破裂したとされています。13ページの「措置状況」の欄にもありますが、日本冷凍空調工業会さんのほうで、工事業者に対して据付説明書を遵守する旨のチラシを配布されたといった対応が行われたということが記載されています。

エアコンの取外しにつきましては、コンプレッサ破裂で消費者の方がけがを負われた事例もありますし、取外し時の注意についての啓発が必要と考えております。今回は、インターネットでエアコンの引取事業者を見つけたとのことですが、エアコンを取り外す際の処置はだれにお願いすれば安全な取外しができるかといった点も明確に発信する必要があると考えております。

家庭用エアコンですが、先ほどもお話がありましたように、一昔前ですと、とても高価なものという印象がありましたが、最近のご家庭に不可欠な家電となっているかと思えます。16ページの資料5をご覧ください。エアコンの出荷台数の資料を付けてございます。冷凍空調工業会のホームページより引用させていただきました。表頭の一番左の「累計」の欄に、1年間の出荷台数と金額が記載してあります。2011年の欄をご覧くださいますと、

年間の出荷台数が約828万台で過去最高になっているとのこと。金額が6,652億円ですので、概算で1台当たり約8万円。20年前の1991年は、累計金額が最も大きく9,747億円で、台数は2011年より100万台ほど少なく715万台となっておりますので、1台当たり13万円余りということで、近年はエアコンが手に届く範囲の価格になったと言えると思います。出荷台数が多い月は6月、7月ということで、暑くなるこれからの季節は買替えが進むと考えられます。

それでは、資料3にお戻りください。左下のほうに、家庭用エアコンの取外しや回収に係る情報を事務局で少し整理しております。家庭用エアコンは、平成10年に制定された家電リサイクル法の対象品ですので、このため法令の関連資料として使用済後のフロー推計を国が試算したものがございます。これは資料の一部ですが、参考1に添付してあります。こちらに掲載したものは事務局で簡略化したものです。

家電リサイクル法は、家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の4品目が対象とされていまして、その4品目については、廃棄時には小売業者に引取りが、製造業者に再商品化が義務付けられることで廃棄物の適正な処理と資源の有効活用が実現されています。消費者の方は、新品との買替えであれば、新しい商品を購入する電器店に引取りをお願いします。処分だけしたいとなりますと、処分するものを購入した電器店に引取りを依頼します。購入の電器店さんがわからない場合、引っ越し等で遠隔地になった場合は自治体に相談することになります。消費者にも役割が課されておりまして、そういった4品目を廃棄する際には、収集・運搬料金とリサイクル料金を支払うことになっております。

資料3の家電等推計をご覧くださいますと、これは平成22年の推計になるかと思いますが、先ほどもありましたように、排出されるエアコン466万台のうち307万台、約66%が一般の小売業者等による引取りなどを介しまして、製造業者等による再商品化が行われております。今回の特別委員ご就任をいただきました皆様は、こちらのフロー図と関係されるかと思えます。

下の破線で囲まれた部分は、私ども事務局にてつけたものですが、そうしたルートとは違う、知人への譲渡、ネットオークション、今回のように廃棄ではなくリユースする形で引き取られる場合がこの破線の部分でございます。破線内は、消費者自身、小売事業者以外のリユースショップなどによる取扱いが想定されると考えております。

右下ですが、例えばインターネットには、消費者自身によるエアコンの取外しができる

という説明をするサイトもあります。こちらの一例は、資料6、17ページからお付けしてあります。資料6をご覧ください。こちらのサイトは、今回、破裂が起きた事業者とは関係ありませんのでお断りしておきます。

17ページをご覧くださいますと、エアコンの取外しについて、その工事費用を節約するために消費者自身が取外しをすることというのが説明されています。「危険を感じたり、無理だと思われた場合は、すみやかに作業を中止し、」とあり、けが等の責任は一切負わないと記載してありますが、どのような規定があるかということは書かれていません。

18ページも同様に取外し方を記載しているサイトです。

19ページのサイトは、価格の部分も載っています。ご覧いただければと思います。このサイトは、素人には難しい工事が伴うこと、専門知識を身につけたプロにお願いするのが得策と書いてありますが、廃棄エアコン経費を比較して、消費者が自ら取り外せば、取外し工事やリサイクル料金、収集・運搬料金が無料となるため、差額で1万5,000円ほど下回るということが記載されています。廃棄エアコン経費が、左側は1万2,150円かかるものが、セルフで取り外した場合は2,000円から3,000円得になるということがございます。

なお、エアコンの取外し作業ですが、業として行うには電気工事業の登録が必要です。参考2には、原子力安全保安院によるQ&Aをお付けしております。これに該当するものがQ5で、最後のページになります。引越等エアコン取外しに関する回答がありまして、作業は、電気工事士が行う必要はありませんが、作業として撤去工事をするときには電気工事業の登録が必要と記載してあります。

たびたび恐縮ですが、資料3に戻ります。平成22年には年間824万台の出荷台数であったことに対して、国の試算では、排出が460万台余り。家庭の中でのエアコン台数が増加していることが考えられます。また、節電の必要が高まっていますので、買替え等も進んでいくのかなと思います。

これらのことから、私どもは次のように考えております。「基本方針」をご覧ください。家庭用エアコンですが、設置及び取外しに工事を伴いまして、今回のコンプレッサ破裂だけではなくて、専用のプラグを使わないことでコンセントが熱変形したとか、エアコンの室内機が落下して大けがをされたといった事例もございます。エアコンは既に家庭に広く普及している上、毎年、省エネ製品が供給されていますので、機器の更新・移設・処分等のため、小売事業者以外の手による取扱いも想定されます。

特に室外機のコンプレッサ破裂は、発生頻度は高くないものの、破裂などにより部品な

どの飛散が生じて、状況によっては周囲の人や家屋等に甚大な被害のおそれがあるにもかかわらず、その認知度は低いと思われます。

こうしたことから、家庭用エアコンについて、地球温暖化に影響を及ぼさない正しい取扱方法とあわせまして、消費者に対する注意喚起等の総合的な安全対策のご検討をお願いしたいと思っております。

あわせて、消費者はだれに安全な取外しを依頼すればいいのかといった回収に係る点もお願いしたいと思います。協議会の中では、コンプレッサ破裂等についてご説明いただきましたり、私どものアンケートで、消費者意識等の調査を行ってまいりましてご協議の資料としたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

テーマ概要の説明は以上です。

○詫間会長 どうもありがとうございました。

A3横の資料3が基本になります。これは今後も何回か関係しながら協議を進めさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、今お話がありましたように、室外機の取替えだけではなくて、室内機が落ちるとか、コンセントが過熱するなどの関連した事故も一部起きているわけですが、一番の問題は、コンプレッサの中に空気が入ることによっての破裂、これが大変な事故につながってきているわけですので、その辺を中心に概要のご説明をいただきました。

続きまして、こういう状態を踏まえてどのように安全を確保するかということで、議事(2)になりますが、安全確保についての委員及び特別委員の皆さんのご意見をいただきながら進めたいと思います。よろしゅうございましょうか。

冒頭にも申し上げましたように、かなり専門的なことで、私も以前、大学のほうで人工教室をつくりまして、熱学関係の方のご協力をいただいて、温度、湿度、場合によっては気圧などを調整設定して、子供にどういう影響があるかということを実験したことがあります。多少そういう経験もございしますが、そのときも冷媒としてフロンが使われていたと思います。フロンは、漏れますと、上空何十キロか上がりまして、そこでオゾン層を猛烈な勢いで破壊するわけですね。つまり、O₃がO₂とOに分解されてしまうことになりまして、オゾンホールができて、紫外線が直接地球に降り注ぐ。そうでなくても、今、皮膚がんその他、目に対する問題などいろいろ起きています。そういう波及した問題もあるのかと思いますが、中心問題は、エアーコンプレッサのメカニズムを中心としたことになろうかと思えます。

そういたしますと、ご専門の方のご意見も最初に伺っておいたほうがよろしいかと思えます。冷凍空調工業会の岸本さん、いかがでしょうか。ごく概要でも結構ですが、一般人にもわかるように、少しお話しいただけるとありがたいと思います。

○岸本特別委員 最初にフロンの問題について少し話します。フロンが漏れると上空に行くとオゾン層を破壊するということをおっしゃっていましたが、実は、フロンには、大きく分けて2種類あります。一つはオゾン層を破壊するもの。それから、今、使われているものは、オゾン層の破壊は一切ありません。これは代替フロンということで、もともとあったフロンから転換されてきて、今のフロンはオゾン層の破壊はありません。昔、使っていたものがオゾン層を破壊するというメカニズムですので、フロンがイコールとしてオゾン層破壊にはならないということです。これは、法律用語で特定フロンと代替フロンという名前ですが、特定フロンはオゾン層を破壊します。代替フロンは破壊しません。ただ、今、問題になっているのは、別の意味で、地球温暖化という面では両方とも同じような影響を及ぼすということが言われています。

コンプレッサの破壊ですが、なぜ破壊するかということ、それから、なぜポンプダウンという作業をするかということです。実は、エアコンには冷媒としてガスが入っています。エアコンはもともと熱を移動させる機械です。室内にある熱を外に移動させて排出する機械です。それを移動させるための媒体として冷媒が使われています。その冷媒の中の一つにフロンという物質があります。冷媒にはいろいろなものがあって、水もそうですし、空気も冷媒ですし、窒素、フッ素、炭素、いろいろなものがありますが、その中の冷媒の一つにフロンがあるということです。

なぜポンプダウンするかというと、フロン回収・破壊法という法律及び家電リサイクル法という法律の中で、フロンは温暖化の影響が非常に大きい、当初使っていたフロンはオゾン層を破壊するという問題もあるので、みだりに大気に排出はいけないという法律があります。したがって、機器を廃棄するときは、この中に入っている冷媒をきちんと回収しなければならないという法律があります。その法律に則って、機器を廃棄するときは、当然、室内外と2つありますので、これを切ると漏れてしまうので、ポンプダウンという作業によって、中の冷媒を室外機に一度集めます。それで外せばフロンは外に漏れない。そういうことのためにポンプダウンという作業を行います。

では、なぜ、ポンプダウンをしている最中にこういう破裂事故が起こるかということ、コンプレッサそのものは、いくら圧力を上げても普通は破裂することはありません。非常に

丈夫につくってあるので破裂しません。しかしながら、ガスを圧縮すると、単純に言うと温度が上がります。自転車で空気入れで空気を入れると少し熱くなるでしょう。あれは、圧を上げると温度が上がるからです。

基本的に中学校で習ったはずですか、圧力を倍にすると体積が半分になることはだれでも知っていると思います。ところが、何もしない状態で圧をどんどん上げていくと、圧力を上げるためのエネルギーが全部熱に変わってガスに移っていきます。したがって、あるガスをどんどん圧縮すると、温度がかなり上がります。数百度まで上がります。その上がっている状態の中に、もし可燃物があると引火して爆発が起きます。

フロンそのものは不燃ですから爆発することはありません。では、何が燃えているかという、実は、コンプレッサは機械ですので、中に潤滑油というオイルが入っています。このオイルが細かい蒸気になって中に入っていて、それに引火して爆発します。通常、これはディーゼル爆発と言っています。トラックなどのディーゼルエンジンは、空気を圧縮しておいて温度が高くなったところに燃料のガスを吹きつけると自動的に着火して爆発してトラックを動かすという仕組みです。原理的にはそれに近い状態で、こういう爆発が起きます。その爆発のエネルギーは非常に大きいものですから、ここにあるように破壊が起きています。

これは、通常の手順を踏んで作業すれば、こういうことは起きません。ただ、手を抜いたり、あるいは、誤った操作をすると、こういう危険性があるということです。

今、日本には推定で約1億台のエアコンがあります。東京都だけを見ると、その2割以上があると思います。ですから、起こっている事故は4件ということですから、市場の台数からすると極めて小さい。それから、年間に廃棄される台数がどのくらいかという、約500万台と見ています。そういう意味では、年間に廃棄される台数のうちの4～5台という1 ppmですね。100万分の1ですから確率的には極めて小さいのですが、そばに人がいるとか、物があつたりすると、こういう状況は、危険は危険ですね。

ですから、これはぜひとも防いでいかなければいけないということですが、これはあくまで操作手順の間違い、手抜き、知識がなかったことによるものが原因です。きちんとした工事業者が正しい作業を行えばこういうことは起きないはずですが。

そういうことが現状です。ここに、どういう対策を立てるかということがありますが、これはなかなか難しく、正しく作業してくださいと言うしか、今のところは言いようがないと思います。我々もいろいろなところでこうしたもののPRをしまして、きちん

と正しい作業を正しい手順で知識がある人が行ってくださいと言っています。

ここに紹介されているような、儉約のために素人にさせることは極めて危険です。法に書いてないからやってもいいというのは、言い訳にならないはずですが。やはり危険なことはさせないようにすべきだと思います。ただ、これを勧めたからといって法律で取り締まることはたぶんできないと思います。もうその人の所有物になっていますから、何をしようとして勝手なわけで、非常に難しいですが、やはりこういう機械ですから専門の業者に作業してもらうように、しっかりと啓発していくことが大事ではないかと考えています。

何かご質問があればお受けします。

○詫間会長 ご質問が出てくると思いますが、特定フロンを使っているままのものがまだ相当残存している可能性があるわけでしょう。

○岸本特別委員 あります。市場ストックが1億台、業務用を入れると1億2,000万台くらいが日本国内にありますが、その中に、もう10年ぐらい前から代替フロンに変わっていますが、特定フロンを使っているものもまだ相当の台数が残っています。

○詫間会長 証拠があるわけではないですが、一部、所沢の松林の中に不法投棄をして、そこで穴をあけて特定フロンをどんどん出しているというようなことを聞きましたので、今後、そういう点も注意しなければいけないかなと思っております。ありがとうございます。また少しずつ、討議の中でわからない点がありましたら、聞かせていただきたいと思います。

実際の下取りや、買ったら、量販店の方や電機店の方が自宅に来て設置してくださるわけですので、その辺、本日、特別委員としておいでいただいております電機商業組合の釘本さんから、関連して、実際の取付けや取外しについての問題があれば、お話しいただければと思います。

○釘本特別委員 私のところは、量販店ではなく地域のお店の担当をしまして、そちらが都内で約1,400店を担当しておりますが、この資料をいただいてから、お店を4軒ほど回って実情を聞いてまいりました。そうしたところ、地域のお店では、こういうことは起こり得ないと。きちんと工事手順を踏んで、間違いなく作業しているので、こういうことは起こり得ないと。

ただし、少し考えられるのは、最近、メーカー系列から外れて、そういう情報が行かなくなってお店が、手抜きと申しますか、きちんとした手順ではないことをするようなことがあるのではないかというご意見でした。

それに関しましては、私どもでは、「正しくリサイクル」ということで、経産省と環境省で、こうしたポスターを作成してお店に、買った電機製品は正しくリサイクルしましょうという訴えかけを、もう2回ほど実施しています。今回も、6月、7月にかけて、こうしたものでお店に対して啓蒙していこうという活動を進めております。

○詫間会長 ありがとうございます。

では、量販店の代表というわけではありませんが、ビックカメラの安田さんからお願いします。

○安田特別委員 ビックカメラの安田と申します。弊社の場合、製品安全に関する担当部署は法務部ですので、私から少しお話しさせていただきたいと思います。

今回の件を都庁の方にお聞きしまして、私どもの工事部隊のほうに確認しました。今、商業組合の釘本様のお話のように、こういう事故があったという事例は全くありませんでした。

私どもも、工事部隊といっても、エアコン工事業者を管理する工事部隊でありまして、工事業者は必ず有資格であることと、産廃の許可を持っていること、この2点を必ず確認しておりますし、常日ごろ研修会等も実施していましたので、このようなイリーガルなケースで爆発事故が起こることは、全く存じ上げていなかったというような状況でした。

ただ、取付け・取外しについて、資料に、専用プラグに接続しないで熱変形したとか、エアコンの室内機が落下してひざに軽傷を負ったとか、実は、エアコンの場合は、消費者の皆様方にもなかなかご理解いただけないところがありますが、エアコンの取付けというのは、ただ単に家電製品を置くだけではなくて、壁に穴をあけたり、プラグもタコ足配線は絶対にだめだということで、専用のコンセントがないとだめですよというお話をさせていただいたり、あるいは、工事については、これは家庭のリフォームと同じくらい重要な、躯体部分に手をつけることがあるというお話をさせていただいても、なかなかご理解いただけなかったりします。

それと、エアコンの室内機が落下したということがありますが、実は、エアコンを設置する際に、壁に穴をあけて設置したりしますが、どうしても石膏ボードに取り付けてほしいという例もあります。石膏ボードは、ギブスと同じですので、水分を吸ったり、振動があると、アンカーボルトといいますか、パラシュートアンカーとあって、中で傘が開くようなタイプのボルトがありますが、これで付けていてもごそっと外れたりすることがあります。

ところが、これは行政庁の間のいろいろな問題があるようで、火災の観点から言うと、石膏ボードでなければだめだと言うし、エアコンの落下防止という観点からすると、それは問題があるのではないかということで、行政間同士の問題がまだ解決していないところがあります。取外しだけではなくて、取付けでも、エアコンの場合は、普通の家電とは違っていろいろな問題を抱えているのかなと感じています。

私どもも、工事業者をいろいろと研修したりしますが、こうした爆発事故はありませんが、どうしても、柱に傷をつけてしまったとかいうケースが、年間に1回か2回発生してしまいます。そうしたときには、お宅が新築ですので、かなり大きなクレームになって、平謝りにおわびして、壁を全部やり変えるとかいうことになったりすることがあります。

エアコンについては、これから本当に気をつけなければいけないと感じているような状況でございます。

もう一つですが、今、太陽光発電がブームになってきていますが、これは屋根に重量物を載せるということがありますので、これも家屋の躯体に手をつけるというような面があります。これについても非常に慎重にしておりますが、やはり消費者の皆様方にも、建物の躯体に手をつけるということを感じていただければと思います。

そして、注意深く見ていただきたいということと、図面等も必ずお見せいただいたりしています。ちょっとそこに穴をあけておいてとか、そこに登って付けておいてとか、そういう類の話ではないということをご理解いただきたいと思ひますし、そうした啓発活動も実施していますが、なかなかご理解いただけないところがあって苦慮しているところがあります。

以上です。

○詫間会長 ありがとうございます。かなり手広く事業をなさっているわけで、いろいろなケースがあると思ひます。

今、釘本さんと安田さんからお話をいただきました。専門家の方に関連して、いかがでしょうか。

委員としては、産総研のデジタルヒューマン工学研究センター長の持丸先生にもご出席いただいております。何かコメントをお持ちでしたら、お願いしたいと思ひます。

○持丸副会長 本件についてあまり細かいことを聞いても仕方がないのですが、私も機械屋ですので、少しご質問させていただきます。

圧縮するのは、フロンを圧縮するわけですね。

○岸本特別委員　そうです。

○持丸副会長　それは、現場で圧縮する工程が取外しに必要ということですね。

○岸本特別委員　フロンは、室内機・室外機に分かれて入っていますね。外しますから、どちらかで回収しなければいけない。室内機のを圧縮して室外機にため込んでおいて、それで運ぶわけです。だから、もうここに閉じこめられているわけです。室内機は空っぽになります。そういう作業を行います。

○持丸副会長　なるほど、そういうことですね。

○岸本特別委員　はい。

○持丸副会長　手順ミスがなければ、結果的には圧縮されて高温にはなっているわけですね。

○岸本特別委員　そのうち冷めて冷たくなりますけど。

○持丸副会長　わかりました。

ですから、基本的には、きちんと作業する業者をお願いすることを啓蒙するのが一番合理的な対策ということでしょうかね。

○岸本特別委員　そうですね。

○持丸副会長　ありがとうございました。私からは以上です。

○詫間会長　メカニズムについては、細かいところまでいくと難しい話題になりますが、主体的には、今の場合、室外機で冷却すればいいわけで、暖房はその逆にすればいいわけですが、そういうものを室内機に送ってくるということが原則でしょう。しかし、室内機にも冷媒が入っているということですか。

○岸本特別委員　室内機と外にある機械と、冷房だけを考えますと、室内機の熱を外に移動させるわけですが、移動させるために中の熱を運ぶものが 필요합니다。その熱を運ぶものが冷媒、フロンです。熱というのは、必ず、温度の高いところから低いところへ流れます。当たり前ですね。熱いものを置いておけば、そのうち冷たくなります。熱いものがより熱くなることはないわけです。ですから、室内機の熱に冷たい冷媒を持ってくれば、熱は高いほうから冷たいほうに移動しますね。それをもらって外へ持って行って、外へ捨てています。

室外機で圧縮すると、圧縮したものは高温のガスになります。高温のガスでは困るので、室外機のファンで冷やします。そうすると液体になります。液体を室内機へ持って行って、蒸発させると、ここで蒸発潜熱が取れて冷たくなるわけです。こういう原理です。ですか

ら、冷媒は室内機と室外機の間を循環しています。

○詫間会長 なるほど。両方に冷媒が通ってなければいけないということですね。

○岸本特別委員 そうです。

○詫間会長 ほかにいかがでしょうか。消費者委員サイドのほうから、特にコメントが
ありでしょうか。

小林先生、何かご意見をお持ちですか。

○小林委員 全く何の知識もなかったものですから、そもそもエアコンを取り付けてもら
うのは、業者さんに頼まないと付けられないものだと思っていました。付けてもらったも
のは、取り外すときにもどなたか業者さんに頼まないと取外しできないと認識していた
のですが、取付けに関しても、取外しに関しても、全く業者さん任せで、本当に申し訳な
いのですが、機械に付いていた取扱説明書すらほとんど読んでいません。リモコンを渡さ
れた時点で、さわっていけばついてしまうので、困ったことがないので、タイマーをどう
するのかは説明書に頼らないとわからない場合もありますが、そのほかのことについては、
説明書を読む必要が日常的には全くと言っていいほどありません。ですから、取り外すと
きには気をつけましょうとか、業者さんをお願いしましょうとかいったことが説明書の中
にあったとしても、すみませんが、全然目にとまった記憶がないです。

また、エアコンを購入しようと思ったときに、インターネットでいろいろ調べましたが、
インターネットで格安で買うことができますね。それを取り付けるのはどうするのかとい
う話になったので、インターネットで購入するのはあきらめました。もしかしたら、器
用な方だったら、インターネットで安く購入して自分で取り付けようとも思うでしょう。

先ほどビックカメラの安田様がおっしゃっていたように、工事が大変ということですが、
買替えの場合であれば、穴はもう空いていますし、あまり心配しないでできそうな感じが
するというのが、正直、あるのではないかと思います。

ですから、こんなに危ないものとは知らなかったのも、まず、消費者に向けて、実は、
すごく危ないことになるかもしれない要素を含んだものを、安直に使ってしまえよ、便
利に使ってしまえよというところを、もう少し気づかせていただくような何か手法がない
ものかと感じました。

それから、インターネット等々で、購入・取外し等がいかに簡単にできそうに思わせ
るこういうサイトについて、少し目を光らせていただけないものかと、今、思っておりま
す。

基本的な質問で恐縮ですが、購入するときは、ガスは入っていないですよね。

○岸本特別委員 入っています。

○小林委員 購入したときに、もう入っているのですか。

○岸本特別委員 入っています。

○小林委員 以前、私どもで、調子が悪くなったときに業者さんが、ガスが抜けていたのでガスを入れておきましたとおっしゃられましたが、あれは後から入れるものではないのですか。

○岸本特別委員 それは、入っていたから抜けたんです。買ったときは室外機に入っています。外したときと同じ状態です。設置するときに室内機をつないで、バルブを開くとガスが回るわけです。それが、工事がいいかげんだと、継ぎ目からガスが漏れます。そうすると冷えなくなってしまうので、もう一度締め直して、抜けた分はチャージしましょうということなんです。

○小林委員 そういうことですか。そうすると、そういうことさえ知らない、買ったときにもうガスが入っているとは夢にも思ったことがありませんでした。

○岸本特別委員 たぶん、一般消費者は、エアコンの中にガスが入っていること自体を知らない人も多いでしょうね。

○小林委員 フロンガスと聞くと、ついこの間まで、日常的に使われているヘアスプレーとか、そういったものにも使われていましたよね。だから、意外にフロンガスという言葉が身近すぎてしまって、危険をはらんでいるということに対して注意が行ってないところ大きいかなと思います。

○岸本特別委員 基本的に、商品というものは、皆さん、中身を知らないはずですよ。例えば、テレビの原理を知らなくてもテレビは映るでしょう。ちゃんと見られますよね。エアコンもそうです。リモコンをもらえば、取説を読まなくても使えるようにつくってあるんです。そうしないと、お客さんが買ってくれませんからね。

機械というのは、それだけの利便性を得るということは、その見返りとしていろいろな課題、危険性を持っています。自動車はすごく便利ですが、あれは危険なものでもありますよね。すべての商品というのは、そういう面があります。本当は、そこを皆さんに知ってもらわないと、便利な部分だけとらえていますけど、必ずそういう面はどんな商品でもあります。

○小林委員 そうすると、便利ですよというところを、すごく性能がいいですよ、使いや

すいですよ、素晴らしいですよというところを、販売の際にはアピールされるけれども、実はとても危険な部分もありますよ、使い方によってはとても危険ですよというところについては、あまりPRされないという傾向があるのかなと。

○岸本特別委員 そこは、PRではなくて、注意ですから。PRというのは、良いことを言うわけですから。例えば、洗濯機の脱水機に手を突っ込むとけがをしますね。電子レンジに手を突っ込んでスイッチを入れたら、一応安全装置はついていますが、手は火傷しますでしょう。ガス台の上に手を置いて火をつけたら火傷しますよね。必ずそういう面があります。だけど、それをいかに安全に、皆さんが使いやすく、けがをしないようにするかというのが設計であって、企業はそういう努力をしていますけれども、絶対ということはありません。例えば、鉄アレイだって足の上に落とせばけがをしますね。当たり前ですね。

○小林委員 そうです。便利な点と裏表ということはよく承知していますけれども、あまりにも日常的に入り込みすぎているものという言い方はおかしいですが、慣れてしまっているものに対して、人はそれがどんどん、使い方を間違えれば危険だということを忘れていくということは、やはり避けられないことだと思います。それはPRではなくて注意というところで、もう少し私たちに向けてもそうした意識が、忘れないで済むようなやり方を、それはエアコンに限ったことではなく、私たちが手にする商品、食べるものも含めて全部そうだと思いますけれども、そうしたところの考え方がとても必要だと思いますし、それをどう具体化するかということが、それぞれの企業さんなり、消費者の側でも、お互いに考えなければいけないところだと強く思いました。

○岸本特別委員 基本的に、取扱説明書には全部書いてあります。注意点、警告として。大体、読みませんよね。

○小林委員 すみません。

○岸本特別委員 食品にも、買うと、賞味期限や、どんな材料を使っているのかか書いてあるじゃないですか。必ずそういうものがあります。だけど、最近は膨大な量になって、なかなか読んでいただけない。

皆さんも携帯電話を持っていると思いますが、携帯電話の取説はこんなに厚いでしょう。あれを読んでいますか。でも、電話をかけるのに、なくてもかけられます。あの中に注意点も全部書いてあります。だから、本当は、そういうものにちょっとでもいいから目を通していただくような習慣をつけていただけるといいかなと思います。

○小林委員 すみません。それは本当によくわかります。ですが、それはあなたたちの勝手でしょう、消費者さん、ちょっと怠慢すぎませんかと言われたらそれまでですが、でも、あの説明書も、もう少しわかりやすいものにしてほしいといつも思っていますので、すみません、考えてください。

○安田特別委員 私どもも、製品安全の表彰をいただきましたが、毎月、お客様の声をまとめています。その中で、消費者の声で、取扱説明書が本当にわからないと。分厚くなっていくし、専門用語はたくさん使っているし、わからないと。実は、痛しかゆしのところもありまして、メーカーさんのほうも、お客様からおしかりをいただくということで、一生懸命に言い訳をたくさん書いてしまって、逆にわからなくなっていく。わからなくなるので、消費者の皆さん方も読まない。何か知りたいと思って読むと、どこに書いてあるかわからない、横文字がたくさん使っている、小さい字でずらずらと、どこに書いてあるかわからないくらい書いてあると。そういう悪循環になっているのかなと感じるところはございます。

私どももメーカーさんに、とにかく、横文字といいますか、新しい用語を3つ並べないくれということをお願いしています。3つ並んでしまうと、もう体が拒否反応を起こしてしまうので。その人間の生理を考えながら、取扱説明書を作成してほしいとか、いろいろとご注文申し上げたりしていますけど、なかなか先に進まないというところがあります。何かあるとすぐにおしかりをいただくということで、防御線をたくさん張りめぐらせているようなところがあります。

○詫間会長 やはり量販店さんのほうでは、危険であるということをあまり前面に出すと、販売上の問題もありますから、そこはやや消極的になられる部分もあるかと思いますが、いずれにしても、消費者の方が主体ですからね。ユーザーといいますか。それに対して、今、小林先生からもご指摘があったように、取説は取説できちんとあっていいのですが、それをさらに簡略化するなり、ダイジェスト化して、消費者がすぐに手に取って見られるような形のものも一緒に付けるとかね。これは今後、そういう点も含めて、良い点を問題提起していただいたと思います。協議しながら進めたいと思います。

本日は第1回ですので、そういう問題点があることをご認識いただければありがたいと思います。

田澤先生、ご相談のお立場からはいかがでしょう。

○田澤委員 私ども全国消費生活相談員協会は、全国の消費生活相談窓口で相談員を務め

ている者の団体ですので、その視点で、今いろいろご説明していただいたことを考えてみますと、やはり先ほどお話がありましたように、エアコンを取り付ける、取り外すというのは、ただ取り付ける、ただ取り外すということで、例えば、取り付けるとき、最初は1万5,000円くらいと言ったものが、金額は不確かですが、配管の長さが違ったとか、穴がきちんとした場所になかったとか、取り付ける箇所がきちんとしたところではないので手当てをしなければいけなかったということで、金額が大きくなって、そんな話は聞いていないといったような苦情が入ることがあります。

そういうことから言うと、エアコンの取付け・取外しの危険危害の情報提供、注意喚起をしていくときに、エアコンの取付け・取外しに関するもう少し広い、契約という視点でも、例えばパイオネット情報を見るといったようなことをしていただくと、消費者がどのように、エアコンの取付け・取外しを考えているかが見えてきたらいいなということが一つです。

それから、今はやはりできるだけ安くとみんなが考えて、消費者の方がネットを使って、引っ越しをするときでも、ネットで見つけた事業者にも、それが運送業の登録をしていないような便利屋さんのようなところをお願いして、それでエアコンを取り外す、そしてまた取り付けてもらうとかいうところでトラブルになっていることもあります。ですので、ここでの議論の、調べていただいて、あまりそういう視点のものがなければですが、もしありましたら、それを一つの資料として、周辺情報ということで押さえていただいたらいいかなと思いました。

以上です。

○詫間会長 どうもありがとうございました。

実際のご相談では、ふだん我々が気づかないようないろいろな苦情等を扱っていただいているわけですが、国民生活センターさんとの連携も深いわけで、危害情報室は今もセンターの中で存在しているんでしょう。

○鎌田委員 現在は商品テスト部の中にありまして、それで少し調べてきましたら、エアコンに関する苦情というか、こうした破裂の事故は、こちらに事例として挙がっている東京都の1件でした。ただ、エアコンの室外機から煙が出たとか、火が出たとか、回収の際にはではなく、使用中のエアコンの事故例は幾つか散見されましたが、今回のような、回収作業に伴った事例は先ほどの1件しかなかったと思います。

それで、私どもも、消費者から、製品が悪いのではないかというようなことで、その原

因究明のテストを依頼されることがあって、それを仕事としているわけですが、必ずしもその製品が悪いとか、使用者が悪いとかと判断できないものがたくさんあります。今回の場合は、作業を行った事業者なり消費者の知識不足が影響しているものとだれでもそう思うと思います。

ですので、持丸先生もおっしゃっていたように、これを防ぐには、やはり消費者への注意喚起と、こうした作業に携わる事業者への徹底した正しい作業手順の方法を周知することが、事故を防ぐ手っ取り早い方法だと思います。ただ、その周知をどうするか、その方法をどう末端のところまで知らせるかが難しいところだと思います。

また、先ほどから取説等のお話も出ていましたが、私もまだ十分調べていないのでわからないのですけれども、回収時の注意事項は取説にはもちろん書いてあると思いますが、室外機のところに書いてなければ、回収時には専門業者に依頼してくださいとか、破裂する危険性があるとか、そうした表示を室外機の目立ったところに、わかるように記載したらどうでしょうか。あまりそう言うと、また表示ばかりになって、何を一番重要視するかわからなくなるというご指摘もあるかもしれませんが、今回、こういう事故が、幸いそう多く発生していませんが、今後は十分に注意していただくためには、製品側にも若干取り組んでいただければと、今、感じております。

○詫間会長 ありがとうございます。

こういう事故がそう頻回に起きては困りますが、そういうことになると、商品テストのところ的大事になってきますのでね。あと、N I T Eという機関もあります。

消防庁さんのほうはいかがでしょう。いつも大変貴重なデータをいただいて、感謝しております。

○中野委員 この案件に関して、救急で搬送されたという事案はありませんが、我々は、救急車で搬送される事故が起きますと、同一の事故があったかということ調べて、同じようなことが起きていれば、そのことに関して注意喚起を行います。

それに付随して、注意喚起をするに当たって、情報が必要な人にどう届けるかという部分でいつも苦慮しております。この件に関しては、本当にこれで、けがをする人に注意を与えるためにはどういった情報が必要かという、今の段階では答えがない。

ただ、少し議論から外れますが、これは個人的には、エアコンを付ける道具は、今、ホームセンターで普通に売っています。郊外型のホームセンターに行くと、配管を取り巻くもの、粘土、周りを囲うテープなど全部売っていて、いかにも普通にできるように置いて

あって、親切に取り付け方までホームセンターにある。そういったところからきちんと情報を伝えていく、興味がある人にそういう情報を伝えていくという努力がまず必要かと思っています。

この機械の中については、直接、消防では何とも言えないので、うちに来た後に関しては、そのような観点で考えています。

○詫間会長 ありがとうございます。

今回は第1回ですので、一通り、どういう問題点があって、今後どのように改善していかなければいけないかということで、まず、やはりメカニズムが、これは専門的なことなので、先ほど、岸本さんから概略のご説明がありました。そこをもう少し客観的に調べて、基本的にどういうメカニズムになっているのかということを知りやすく、次回までに取りまとめをしていただいて、それに対して、電機商業会のお話、量販店さんのお話を含めて、注意喚起をどのようにしていくかと。基本的には、最終的には、消費者、ユーザーにわかりやすく、今もお話があったように、これからは自分でセルフ的に作業する人も相当増えてきますから、そういう方にも注意喚起が行き届くように、いかにわかりやすい、しかも、簡便な注意喚起の方法ですね。パンフレットだけではいけないと思いますので。あとは、工事をされる人への研修も実施していただけるというお話が安田様からございました。

そのようにいろいろと問題点が浮かび上がってきましたので、それは非常にありがたいことで、その辺をもう少し整理しまして、第2回はもう少しまとまった形でのご提案をできればいいなと思っております。

時間も押しておりますので、特にこの点で言っておきたいということがあれば、どうぞ。

○小林委員 急に心配になったので伺いたいのですが、近所に何でも屋さんがありまして、その中を見たら、取り外したエアコンが何台も積んでありました。ああいう何でも屋さんのような業者が外してきたものは、通常、フロンガスなどはどういう状態になってあそこに積み上げられていると考えられるのでしょうか。

○岸本特別委員 本当は、そういうことがあってはいけないんですよ。資料にも載っていますが、自分で作業して引き取りますよというのは、家電リサイクル法上は違反する場合があります。フロンは必ず回収しなければいけないものです。廃棄のときはリサイクルセンターに持っていかなければならないのですが、中古品として使うということであれば売買できます。だから、たぶんこれは中古品として買っているんです。ところが、中古品で

何でもかんでも買って、全部が中古品になるとは我々は到底思っていないです。恐らく、そのうちのほとんどは、中に銅管が入っていて、今、銅は高く売れますから、銅のくずとして売って儲けていると思います。では、中のフロンをどうするか。リサイクルセンターへ持って行って、お金を払って回収するなんていうことは、たぶんこういう業者はやっていないだろうなと思っています。証拠はないですが、常識的に考えて、そうではないかと思ったほうが妥当だと思います。

ですから、ここに書いてあること自体は法律に違反するようなものではないけれども、やっていることはそれに匹敵するものであろうと我々は考えています。ですから、この中で、リユースが統計上何十万とありますが、これについては、我々は甚だ疑問だと思っています。ここはどうしたらいいかというのは、国ともよく連携をとらなければいけないのですが、こういう不正は、世の中から完全になくすことはできないけれども、少なくともこういうものを減らす努力は、我々は業界としてもしなければいけないと思っています。

○安田特別委員 今、民間のそういう無資格業者の取締りを強化しようということで、環境省がかなり動き始めています。そして、実は、昨年、事件として発生したのですが、室内機もそうですが、室外機が盗まれてしまうとか、家に置いてある室外機を勝手に持って行ってしまう。これが3,000円から5,000円で売れるということで、これを売っている人たちが結構いて、家電リサイクルが回らないということで問題になっていまして、今、取締りをかなりきつくしていることがあります。

廃家電だけではなくて小型家電も全部リサイクルルートに載せようということで、今、法制化しよう。その中で、大手家電量販店の9社ぐらいが集まって、それに全面協力しようという形で動いているような、ちょうどそういう最中です。

○詫間会長 ありがとうございます。先ほどちらっと申し上げましたように、不法投棄、隠れた話の中で穴をあけているようなことが、私にも仄聞されるような状態もありますのでね。

そこから先は警視庁の問題にもなりますが、金子さんは環境局の資源循環推進課長さんでいらっしゃいますが、いかがですか。

○金子委員 先ほど、リユースショップでの取引は、実際はこんなにリユースステーションに回っていないのではないかというご指摘があつて、そうなのかなという気もしますが、これは一応、有価で買っていると主張されてしまうと、法律上はいたしかたない部分があつて、グレーの部分かなと思っています。

それと、もっと真っ黒なのが、いわゆる不用品回収業者による引取です。この表にも載っていますが、よく街中で、最近、小型トラックで、ご家庭の不用品ありますかと流している業者さんがいますが、あれは、大体は許可を持っていなくて、違法な取引をしている可能性が非常に高いです。実際に頼んで法外な料金を取られて問題になっているということもあります。本来の話からは少し外れますが、こういう不用品回収業者に頼むこと自体、なるべくご注意いただきたいと思います。それから、その業者に対する取締は私どもの管轄になりますので、今、力を入れて取り組んでいるところです。

○詫間会長 ありがとうございます。今後もいろいろ関連してご支援いただければと思います。

時間が押していて恐縮です。議事（3）、アンケートについてです。インターネットを使って実施するものですが、努力されてひな型が既にできていますので、その辺を簡略にご説明いただければと思いますが、その前に何かございます。

○安全担当係長 少しわからなかった点でお教えいただければと思います。

エアコンといいましても、床に置いているタイプとかいろいろありますが、冷媒回収をして取り外すとなりますと、室外機と室内機が分かれているタイプと考えてよろしいでしょうか。

○岸本特別委員 基本的にすべての空調機から冷媒を回収しなさい、捨ててはいけないことになっていますから、エアコンの形にかかわらず義務があります。

○安全担当係長 ポンプダウンという作業をしないこともありますか。

○岸本特別委員 一体型になっているものは、もともとそこに入っているので移動させる必要がないので、その作業はありません。

○安全担当係長 ありがとうございます。

先ほど、きちんとした業者さんに頼みましょうというお話があって、本日ちょうどした「家庭用エアコンの工事に携わる方々へ」というパンフレットに手順も記載されていて、例えばこの2ページの中に、どういったところがミスにつながるとかということがあります。2ページに、「ポンプダウン」という項目に手順が記載されていて、ネットを見ると、それほど難しくないという記載も見受けられますが、中には、ごくまれにppmオーダーでそういう事例も発生すると。その中で、今回、素朴な疑問として、では、消費者は、事業者をどうやって見分ければいいのかというところがありました。

○岸本特別委員 基本的に、こういう特別なものは一般素人が扱うのは難しいので、業者

に任せてほしいというのがメーカーサイドの希望ですが、取り外してはいけないという法律がないので、こういうことを勧めているものに対しては何ともしがたいけど、基本的には、素人が行うのは難しいです。だから、これは専門の業者さんにやってほしいと思います。専門の業者さんというのはどういう人かというリストがあるわけではありませんが、基本的に販売店とか、量販などはそういうネットワークを持っていますから、そういうところに頼めばまず間違いのないわけです。まずお店にお願いして、家電リサイクルのラインに乗せてもらうことが一番いいでしょう。ちり紙交換に有価で売ったりすることは、やはり違反の匂いがするわけです。そういうものはやめてほしいとは思っていますが、ここで取り締まるのは大変かと思いますが。

○詫間会長 2年ほど前ですが、平成22年3月に出されたものですね。こういうものを出されるということは、だんだん関心が高まってきたことを示しておりますね。個別にメカニズムのところを解説するときには、ぜひまたご助言をいただきたいと思います。

よろしければ、議事（3）のアンケートについて移ります。

○安全担当係長 それでは、私から、アンケートについての簡単な説明をしたいと思います。

20ページの資料7をご覧ください。先ほど来からご意見をちょうだいしておりますが、今回の場合、消費者の方はどのように考えられているか、消費者意識もぜひ聞いてみて、注意喚起の参考にしていければと思っております。こちらの資料7の「調査の目的」ですが、ご家庭で不要になったエアコンについて、家庭用エアコンの取外しの経験について聞くとともに、買替えや移設の希望があるか、取外しの安全に関する認知や環境負荷の意識等を調査しまして、協議の際の参考資料としたいと思っております。

「調査地域と調査対象者」ですが、東京都に居住し、家庭用エアコンを所有されている20歳以上の男女の方3,000人にインターネットアンケートをしたいと思っております。

「調査項目」も、先ほど来から申し上げた内容でございます。前半が家庭用エアコンの取外しの経験が実際にある方に、こういったところをお願いしたのか、きちんとした事業者をお願いしてというお話もございましたので、その点も聞いてまいりたいと思っております。後半は、家庭用エアコンの取外しや引取に関する意識を聞くという形です。最後に、エアコンに関する危害・危険事例の掘り起こしも加えてあります。

5の「調査実施予定期間」ですけれども、本協議会終了後、開始したいと考えています。次回、ざっとした結果としてお出しできればと思っております。

以上です。

○詫間会長 ありがとうございます。

東京都は、インターネットウェブを使つての調査では回答率がかなり高いと。今までのものですと主婦の方が応答しておられたわけですが、今回は、ご主人とか、単身の方などもかなりご熱心にご応答くださると思いますので、調査結果に期待したいと思います。

○岸本特別委員 アンケートというのは、これで確定ですか。

○安全担当係長 ご意見をちょうだいできればと思います。

○岸本特別委員 提案とお願いがあります。これはいろいろなことが書いてあって、特に25ページは、今回の事案にかかわるような質問になっていますが、もう1点、東京都のホームページの「東京くらしWEB」を見ると、こういうページがありまして、機器指定以外の冷媒を使用しないでくださいということが書いてあります。

今、ディーゼル爆発と言われるようなものは数が少ないのですが、もし、これが、一部の業者が運動して、この中にプロパンガスを入れたとすると、プロパンガスは燃料ですから、タクシーなど、エンジンはプロパンガスで動いているわけで、もしそういうものが入れられていたとすると、こんな爆発では済みません。油以外にプロパンガスそのものが爆発します。

ですから、質問の一つに、機器指定以外の冷媒を入れてはいけないことを知っていますか、そういう危険があることを知っていますかということをも一つ加えていただくと、ものすごく啓発になるだろうと思います。(18)でもどこでもいいです。

プロパンガスは値段が安いものですから、フロンの10分の1以下の値段なので、それを売りつけようという業者がたくさん出てきていて、今、法律ではこれを取り締まれないんです。これは非常に危険です。メーカー側からすれば、冷媒を違うものに入れ替えるということは、メーカーの設計とは違う不当改造ですから責任を一切負えません。だから、事故が起きたときにだれが責任を負うかという非常に大きな問題があります。メーカー側からすれば、どこのメーカーの製品が爆発したというと、やはり営業的にダメージを受けますので、これだけは何としてもプロテクトしたい。それを一言入れてもらえると大変ありがたいと思います。

提案と要望です。以上です。

○詫間会長 ありがとうございます。(15)で、電気工事業の登録について質問しておりますが。

○岸本特別委員 これの後ぐらいに入れていただけるといいかと思います。

○詫間会長 そうですね。その後ぐらいでしょうかね。

これはすぐに出されるわけではないですから、本日の後、電話やファックスなどでご意見をいただければね。

○安全担当係長 そうですね。ご相談させていただきたいと思います。

○詫間会長 ありがとうございます。では、そういうことで、議事（3）は終了しまして、議事（4）は今後の協議スケジュールについてです。そのご説明を簡略にお願いします。

○安全担当係長 それでは、今後の協議スケジュール、26ページの資料8をご覧ください。

協議会は、今回を含めて4回開催する予定でございます。本日6月6日が1回目、また、2回目の開催ですが、委員の皆様方にご調整をさせていただきまして、7月18日、お時間としては3時から5時という時間で開催したいと思っております。よろしく願いいたします。いろいろご無理をお願いした先生もいらっしゃいますが、申し訳ございません。

その後、3回目は8月下旬、最終の4回目は10月上旬と考えております。それぞれの協議会では、次のことについて検討していただきたいと考えております。本日は第1回ですが、テーマの概要をご説明しまして、安全対策の検討のうち、現状把握ということでいろいろお教えいただきました。それから、アンケート調査についてご確認いただきました。こちらについては修正を加えてアンケートを実施していくようにいたします。

第2回協議会では、本日の内容の取りまとめ、アンケート調査結果のご報告、さらにご協議を重ねていただければと思います。消費者の方、行政、事業者が行う具体的な対応等について、ご意見をいただければと思っております。

第3回協議会では、議論をまとめた協議会報告書の素案を事務局からお示ししまして、その後、事務局で協議会報告の修正及び、委員及び特別委員の皆様方への確認を行ってまいりまして、第4回協議会で報告書決定、協議終了後に公表したいと考えております。あわせまして、報告書に基づく対応も行ってまいります。

以上で、スケジュール案についての説明を終わります。

○詫間会長 ありがとうございます。7月18日の水曜日、午後3時からになります。内容等につきましては、源さんからメールを特別委員の方にも何回か差し上げていますが、その返信ですぐに出していただければと思います。もちろん、お電話やファックス等でも結構です。前回の場合もそうでしたが、お気づきのときに自由に建設的なご意見やご注意事項等をお寄せくださればありがたいと思います。

では、スケジュールは、最終の協議会が10月上旬の第4回ということで、場合によっては延びることもありますが、今回はそういうことはないだろうとっております。任期の関係もありますので、10月上旬の第4回で終了とさせていただければ大変ありがたいと思っております。

議事（5）はその他についてですが、事務局から特に何かございますか。

○安全担当係長 特にございません。

○詫間会長 それでは、本日は第1回でしたが、お忙しいところをお集まりいただきて貴重なご意見等をいただいたことに感謝いたしております。

本日は、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

午後2時55分閉会